

# 令和7年度監査報告書

## 第1回定期監査

子ども家庭部

【子ども若者計画課】

【保育幼稚園課】

【子ども子育て支援課】

【子育て相談室】

令和7年12月

国分寺市監査委員

# 令和7年度第1回定期監査報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

## 第2 監査の対象事務

子ども家庭部（子ども若者計画課、保育幼稚園課、子ども子育て支援課、子育て相談室）における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び子ども家庭部の事務の執行について

## 第3 監査の範囲

令和7年度（令和7年4月1日から令和7年8月31日まで）の執行分  
現金及び郵券等については、現地調査日までを対象とした。また、令和7年度に実績のない事業等については、令和6年度以前を対象とした。

## 第4 監査の実施期間

令和7年9月1日から令和7年12月23日まで

### 現地調査

実施日	監査対象所管
令和7年10月2日	保育幼稚園課①（本庁舎）、子育て相談室①（いずみプラザ）
令和7年10月3日	子育て相談室②（児童発達支援センターつくしんぼ）
令和7年10月6日	子ども子育て支援課①（いずみ児童館及び第一・第二泉町学童保育所）
令和7年10月8日	子ども子育て支援課②（本庁舎）、子ども若者計画課
令和7年10月9日	保育幼稚園課②（こくぶんじ保育園）

## 第5 監査の着眼点

監査対象所管の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

- 1 収入事務（調定、徴収、現金取扱）は関係法令等に基づき適正に処理されているか。
- 2 支出にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 3 契約にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 4 事業管理は関係法令等に基づき適正かつ有効に執行されているか。
- 5 文書管理、個人情報管理は関係法令等に基づき適正に管理されているか。
- 6 公印、備品、郵券、現金の管理は適正になされているか。
- 7 車両の安全運転管理、施設の安全管理は適正になされているか。

## 第6 監査の方法

監査対象所管から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面監査、現地調査を行い、所管部課職員からの説明聴取、講評時の弁明及び意見聴取により監査を実施した。

## 第7 監査の結果

監査の着眼点に留意し、国分寺市監査基準に準拠し調査を行ったところ、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部改善を要する事項が見受けられたので、以下個別に記述する。

### 1 様式について（全課）

使用している様式が、事務処理の根拠となる規則等が規定する様式とは、内容の一部が異なっていた。事務処理を行う際には、例規で定められた様式が使用されているかの確認を徹底されたい。また、課で取り扱う様式が、例規と一致しているかを包括的に点検するよう努められたい。

### 2 資金前渡を受けた現金の管理について（保育幼稚園課、子ども子育て支援課、子育て相談室）

資金前渡を受けた現金について、国分寺市会計事務規則（昭和39年規則第9号）第74条に規定する現金出納簿が作成されていなかった。適正な措置を講じられたい。

### 3 主管課契約事務について（保育幼稚園課、子ども子育て支援課、子育て相談室）

主管課長が行う契約について、契約書及び仕様書の記載内容に不備があった。主管課契約については、主管課の責任の下チェック体制を強化し、適切な契約事務を行われたい。

4 教示文について（保育幼稚園課）

様式に記載された教示文が、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）が定める必要事項の一部に記載していなかった。教示文は、行政処分に不服がある市民が権利を行使するための不可欠な情報であり、法に規定された内容は、漏れなく適切に記載されたい。

5 文書事務について（保育幼稚園課）

事業者から提出された文書について、提出日が空欄であるにも関わらず、そのまま文書収受しているものが複数存在した。適切な文書事務を行われたい。

6 児童扶養手当の過払返還金について（子ども子育て支援課）

児童扶養手当について、金額の計算方法を誤り、過払分の返還を受けていた。再発防止策を徹底し、適正な給付事務を行われたい。

7 乳幼児医療費助成医療証再交付の電子申請について（子ども子育て支援課）

国分寺市乳幼児医療費助成条例施行規則（平成5年規則第17号）に規定する、医療証の再交付申請について、規則の規定と実際の事務処理に相違があった。本件は令和2年度第1回定期監査の際に、両者の整合を図るよう監査委員より意見していた案件であることから、適切な対応をされたい。

8 義務教育就学児医療費助成制度に係る債権譲渡について（子ども子育て支援課）

助成者より損害賠償請求権の譲渡を受けるための書類に、日付及び助成者の氏名等が記載されていなかった。書類の持つ意味を十分理解した上で、適正な書類を受理されたい。

9 備品管理について（子ども子育て支援課）

備品管理において、現状が備品台帳と一致していない部分があった。国分寺市物品管理規則（平成16年規則第36号）に基づき適正に管理をされたい。

10 所得税の源泉徴収について（子育て相談室）

国分寺市立こどもの発達センターつくしんぼ改修工事に伴う実施設計委託料及び工事管理委託料を支出するにあたり、所得税の源泉徴収をしなかったため、後に不納付加算税及び延滞税を徴収されていた。課内のチェック体制の強化に努め、再発防止の徹底をされたい。

11 受託者の賠償責任保険の加入について（子育て相談室）

母子訪問指導に関する業務委託において、事業開始時に賠償責任保険に加入しておらず、一定期間経過後に加入した受託者が見受けられた。委託者として適切な管理・監督に努められたい。

## 第8 意見

本監査の過程において、下記のような点が見受けられたため、以下のとおり意見として述べる。

市が実施する他団体等も参加する会議及び補助金の予算の執行について、その目的等を明記した要綱等を設置していないケースが見受けられた。事業実施に対する根拠の明確化と公平性・透明性の確保、市民への説明責任及び成果の還元という観点から、要綱等の設置を検討されたい。